4 (1)　借款の一部は、ペルー共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、プログラムの実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、プログラムの実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ペルー共和国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ペルー共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する役務の供給に関連してペルー共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためペルー共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ペルー共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

(c)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、プログラムの実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、ペルー共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金であって、ペルー共和国の現行の法令に従い免除されるもの

(d)　プログラムの実施に従事する日本国民である被用者について、プログラムの実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

9　ペルー共和国政府は、借款が適正にかつ専らプログラムのために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

10　ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　プログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　プログラムに関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月十日にリマで

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩

ペルー共和国経済財政大臣
ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ閣下

（ペルー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月十日にリマで

ペルー共和国経済財政大臣
ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ペルー共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とペルー共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十三億七千九百万円（一二、三七九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ペルー共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ペルー共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ペルーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ペルー共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ペルー共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してペルー共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためペルー共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。